

2025（令和7）年度

S N S 等 W E B 広告を活用した神戸市施策の広報業務

仕様書

神戸市 市長室広報戦略部

1 委託業務の名称

S N S等W E B広告を活用した神戸市施策の広報業務

2 委託期間

契約締結日から2026（令和8）年3月31日まで

3 目的

本市の施策や取り組み、魅力などをS N S等のW E B広告で展開し、広報を行う。それぞれ広報する内容ごとに詳細なターゲティングを行うことで、より効果の高い広報を行い、神戸の認知度向上を目指す。

4 委託金額

上限額 10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※うち8,000,000円を広告配信料に充てること

5 広報を実施する施策・テーマの数

（広告配信）40件程度

- ・本市が指定する重要案件30件程度
- ・簡易案件10件程度

（デザイン制作）広告配信のうち10件程度

6 委託業務の内容

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

（1）広報戦略の検討・提案

- ・重要案件については、本市が広報したい施策やテーマについて、広報効果が最大化するよう、施策やテーマに関する分析の他、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、本市に戦略を提案すること。
- ・併せて、広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数等の想定値を電子データで提案すること。

（2）広告デザイン制作

- ・本市が提供する写真や映像等の素材をもとに、広告に使用するバナーデザイン（静止画・動画）やキャッチフレーズの制作を行うこと。
- ※縦型⇔横型への変換やサイズ変更等の加工・編集も含む

（3）S N S等W E B広告への出稿・管理・編集作業

- ・本市と協議して決定した広告への出稿作業を行うこと。
- ・出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

(4) Googleアナリティクスパラメータの活用

- ・ウェブサイトへの流入経路の識別、分析を可能にするため、広告のリンク先URLにはGoogleアナリティクスパラメータを設定すること。
- ・以下のルールに基づいてパラメータの設定・管理を行うこと。

＜パラメータ設定ルール＞

目的	パラメータ設定例	備考
流入元の識別(WEB サイト、SNS の名称等)	utm_source=google utm_source=yahoo utm_source=facebook utm_source=line	
流入方法の識別(検索方法や広告の種類)	utm_medium=cpc utm_medium=display utm_medium=social	cpc : 有料検索広告 display : ディスプレイ広告 social : SNS、SNS 広告
広告キャンペーンの識別	utm_campaign=2025summer utm_campaign=2025september	事業ごとに任意で設定
広告コンテンツの識別(広告を複数出稿する場合)	utm_content=banner01 utm_content=textlink01	banner : バナー textlink : テキストリンク

(5) 広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を報告すること。
- ・重要案件については、実施した広告結果の検証・分析を行い報告すること。

【記載例】

- ・目標設定は適切であったか
- ・媒体の選定は適切であったか
- ・ターゲットの設定は適切であったか
- ・配信結果を踏まえた改善提案 など

(6) その他

○会議の開催及び運営

- ・広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。
- ・会議を実施する際の資料は会議の2日前には本市に共有すること。
- ・会議を実施した際の議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

○事業報告書の作成と報告

- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

8 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

9 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本市に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 前項で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本市に報告すること。

- (6) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本市が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (7) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。